

令和3年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

〔追加提出①〕

令和3年3月24日提出

かすみがうら市

目 次

| | | | | |
|----|----------|--|-------|-------|
| 1. | 議案第 29 号 | かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | …………… | 1 |
| 2. | 議案第 30 号 | かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について | …………… | 2～5 |
| 3. | 議案第 31 号 | かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | …………… | 6～11 |
| 4. | 議案第 32 号 | かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | …………… | 12～13 |
| 5. | 議案第 33 号 | かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | …………… | 14～15 |

(参考資料)

| | | | |
|---|--|-------|---------|
| ○ | 付議事件（条例）条文新旧対照表 | …………… | 16～29 |
| ・ | かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表 | …………… | (16) |
| ・ | かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表 | …………… | (16～20) |
| ・ | かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | | |

- を定める条例 (20~26)
- ・ かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (26~28)
 - ・ かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表 (28~29)

議案第 29 号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例
かすみがうら市介護保険条例（平成 18 年条例第 3 号）の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 1 項第 7 号イ中「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 8
号イ中「300 万円」を「320 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第 4 条の規定は、
令和 3 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分
の保険料については、なお従前の例による。

議案第30号

かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「あること」を「あり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護

支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」に改める。

第16条を第19条とし、第15条を第18条とし、第14条の次に次の3条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第16条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする

る。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)

第4条第5項及び第17条(これらの規定を新条例第18条において準用す

る場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条(新条例第18条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第15条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条(新条例第18条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第16条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第31号

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

」を

「

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

第7章 雑則（第36条）

」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条見出し中「確保」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知

するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討

する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第29条の2(これらの規定を新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第20条(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(同号に掲げる事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条

例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第32号

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他

必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第2項第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加え、同項第2号中「行う又は」を「行い、又は」に改め、「以下」の次に「この条において」を加える。

第12条見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス」というを「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 33 号

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定す
る。

令和 3 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の

防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,600円 イ 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 95,400円 イ 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,600円 イ 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 95,400円 イ 合計所得金額が<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> |
| | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第2条 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p> |

**かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表**

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> |
| <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもので<u>あること</u>等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> | <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもので<u>あり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合</u>等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>(事故発生時の対応) 第14条 (略)</p> | <p>(事故発生時の対応) 第14条 (略)</p> |
| | <p><u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第15条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定居宅介護支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> |
| | <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u> <u>第16条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定居宅介護支援事業所におい</u></p> |

| | |
|---|---|
| | <p><u>て、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p> |
| | <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第17条 <u>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> |
| <p>(準用)</p> <p>第15条 第4条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。</p> | <p>(準用)</p> <p>第18条 第4条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。</p> |
| <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |
| | <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市</u></p> |

| | |
|--|---|
| | <p><u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第17条(これらの規定を新条例第18条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</u> <u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p><u>第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条(新条例第18条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第15条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</u> <u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条(新条例第18条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第16条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> |
|--|---|

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 目次 第1章～第5章 (略) <u>第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)</u> | 目次 第1章～第5章 (略) <u>第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)</u> <u>第7章 雑則(第36条)</u> |
| (基本方針) | (基本方針) |

| | |
|--|--|
| <p>第4条 (略) 2～4 (略)</p> | <p>第4条 (略) 2～4 (略) <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> |
| <p>(運営規程) 第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) (略) <u>(6)</u> (略)</p> | <p>(運営規程) 第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7)</u> (略)</p> |
| <p>(勤務体制の確保) 第21条 (略) 2及び3 (略)</p> | <p>(勤務体制の確保等) 第21条 (略) 2及び3 (略) <u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> |
| | <p>(業務継続計画の策定等) <u>第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続</u></p> |

| | |
|-------------------------------|---|
| | <p><u>的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> |
| <p>（従業者の健康管理） 第23条（略）</p> | <p>（従業者の健康管理） 第23条（略）</p> |
| | <p><u>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）</u></p> <p><u>第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>(<u>掲示</u>) 第24条 (略)</p> | <p><u>的に実施すること。</u> (<u>掲示</u>) 第24条 (略) <u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> |
| <p>(<u>事故発生時の対応</u>) 第29条 (略)</p> | <p>(<u>事故発生時の対応</u>) 第29条 (略)</p> |
| | <p><u>(虐待の防止)</u> <u>第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> |
| <p>(<u>指定介護予防支援の具体的取扱方針</u>) 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当</p> | <p>(<u>指定介護予防支援の具体的取扱方針</u>) 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当</p> |

| | |
|--|--|
| <p>職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(28) (略)</p> | <p>職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(28) (略)</p> |
| | <p style="text-align: center;">第7章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの</p> |

| | |
|--|---|
| | <p><u>(第10条(前条において準用する場合を含む。)&第33条第26号(前条において準用する場合を含む。)&並びに次項に規定するものを除く。)</u>については、書面に代えて、<u>当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u></p> |
| | <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p><u>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第29条の2(これらの規定を新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは</u></p> |

| | |
|--|---|
| | <p><u>「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第20条(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(同号に掲げる事項を除く。)」とする。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p><u>第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</u></p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> |
|--|---|

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サー</p> |

| | |
|--|---|
| <p>営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略)</p> | <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> |
| <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針) 第4条 (略) 2 前項に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 定期巡回サービス 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この条において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 (2) 随時対応サービス あらかじめ利用者</p> | <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針) 第4条 (略) 2 前項に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 定期巡回サービス 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)</u>第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この条において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 (2) 随時対応サービス あらかじめ利用者</p> |

| | |
|---|--|
| <p>の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を<u>行う又は</u>訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下同じ。)による対応の要否等を判断するサービス</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> | <p>の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を<u>行い、又は</u>訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下<u>この条において</u>同じ。)による対応の要否等を判断するサービス</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> |
| <p>(複合型サービス)の基本方針)</p> <p>第12条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(「指定複合型サービス」という。)の事業は、介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第66号)第62条に規定する訪問看護の基本方針及び第7条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> | <p>(看護小規模多機能型居宅介護)の基本方針)</p> <p>第12条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。」)の事業は、介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第66号)第62条に規定する訪問看護の基本方針及び第7条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> |
| | <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</p> |

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定

地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> |
| | <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p><u>第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> |